

さが農水産業働く環境 サポート補助金



移動式トイレや更衣室の導入、休憩室の設置、外国人を受け入れるための社員寮の改修など、農水産業の働く環境の改善の取り組みに必要な経費の一部を支援します！

※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

申請受付期間【2次募集】

令和8年6月10日(水)～7月3日(金) 消印有効

※詳細は、佐賀県農業会議のHP 及び 1次要望時の補助金説明会の[アーカイブ動画](#)をご確認ください。

 <https://www.sanoukai.jp/page-3718/>

補助金概要

対象 県内の農業・漁業者等

補助率 3分の2以内

補助金額 30万円(下限)～500万円(上限)

要件 事業実施年までに常時使用する従業員が1名以上ある者かつ以下の①から③のいずれかに該当する者または④に該当する者。

- ①令和7年1月～12月までの1年間の合計売上高が令和4年～令和6年の1年間の合計売上高と比較して10%以上減少していること
- ②令和7年1月～12月までの1年間の合計生産原価が令和4年～令和6年の1年間の合計生産原価と比較して4%以上増加していること
- ③令和7年1月～12月までの1年間の合計粗利益額が令和4年～令和6年の1年間の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること
(但し、①～③において令和7年1月～12月までの連続する3か月と令和4年1月～令和6年12月までの連続する同3か月との比較でも可)
- ④申請時に開業1年3ヶ月未満の場合、以下のいずれかに該当する者
 - (ア)農業者は、市町等が認定する農業経営改善計画又は青年等就農計画において、1名以上の雇用を導入する計画となっていること
 - (イ)漁業者は、申請時までに1名以上の雇用の実態がある又は導入する計画となっていること

※採択者は審査の上、決定します。申請により補助金交付が約束されるものではありません。

※予算額よりも申請額が多くなった場合については、農福・水福連携の取組、雇用人数(実質)や前年度の採択状況等を考慮して優先順位を決定する場合があります。

◆補助金活用例



作業場への
空調の設置



洋式トイレへの改修



社員寮の改修



簡易トイレの導入

【お問い合わせ先及び申請書提出先(事業の実施者)】一般社団法人佐賀県農業会議

〒849-0925 佐賀県佐賀市八丁畷町8-1 ☎ 0952-20-1810

佐賀県農業会議
<https://www.sanoukai.jp/>

© 2025 Saga Prefecture.



補助対象となる経費 12月15日までに竣工(支払・振込まで)可能な施設、備品に限る

経費区分	内容
備品費	専ら本補助事業(多様な人材確保のための環境整備)のために使用される備品の購入に要する経費及び据付け経費
外注費 (工事費)	上記に該当しない経費であって、建築(改修)工事や機械改良工事等事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費 【工事請負契約書等を締結した上で実施される工事】
その他	上記に掲げるもののほか、会長が事業実施のために、特に、必要と認める経費

取り組み事例

- ・暑熱、酷寒対策のための休憩室、作業場等の整備やエアコン、スポットクーラーの導入
 - ・屋外作業のための簡易トイレの導入
(移動式トイレ車両等、専ら補助事業のために使用することが認められる場合を除く)
 - ・女性従業員の専用施設(トイレ、更衣室、休憩室等)の整備
 - ・身体的負担軽減のための従業員用トイレの改修
 - ・社員寮や外国人宿舎とするための空き家の改修
 - ・船上の休憩室やトイレ(ただし、休憩室と船室を区別し、操業上船内泊が不可欠な場合に限る。)
 - ・船上のWiFi整備(ただし、通信障害地域(玄海地域)に限る。)

補助対象とならない経費

- ・事務所等に係る家賃等経費及び電話やインターネット利用料金等の通信費等
 - ・旅費、商品券等の金券等
 - ・肥料、農薬などの原材料費及び消耗品代等
 - ・収入印紙、公租公課(消費税、自動車税等)、各種保険料及び手数料等
 - ・自動車、機器類等の修理費等
 - ・事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
 - ・事務用のパソコン、プリンタ等の汎用性があり、目的外使用になり得るもの
 - ・中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費(3者以上の中古流通事業者から型式や年式が記載された見積合わせを行っている場合は除く。)
 - ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費